

区民の声の公表（令和7年12月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
イチヨウを伐採することについて	先日からマンション北側に隣接する区施設に至る区道の整備が始まりました。今までは湧水の池、見事なイチヨウ等の木々の森が私たちに長年楽しませてくれましたが、多くの木が伐採され、いきなり殺風景な残念な空間になっています。想像した以上に伐採は進み、最も美しい今の時期のイチヨウの森は今年は大変無惨な様子になっております。剪定するならともかく、景観を損なうような伐採はすぐにやめていただきたいと思っております。	今回の作業につきましては、かねてよりイチヨウが密生しすぎている状況や老木化により幹の空洞が目立つこと、道路整備など周辺の環境が大きく変わることなどから、今後の管理のため、事前に樹木医による樹木診断を行いました。その結果、倒木などの恐れのある樹木について、伐採を行うこととなりました。これにより景観等を損なうこととなったこと、大変申し訳なく思います。緑地の安全管理や健全な育成のため、ご理解いただければ幸いです。なお、11月26日時点で緑地内での伐採作業は完了しております。また、開いている空間などには樹木の新植を行うなど、さらなる環境の整備を図ってまいります。	公園緑地課 砧公園管理事務所	TEL 03-3417-9575 FAX 03-3417-9573	令和7年(2025年) 12月2日	
带状疱疹ワクチン接種補助	都内ほとんどの市区町村が、今年度71歳の人に対して、带状疱疹ワクチン接種の補助を受けて接種していますが、東京都にも確認したら、世田谷区は、補助の対象外であることがわかりました。区のホームページでも70代が罹患しやすいとあるにも関わらず、何故補助対象外としているのか理由をお聞かせください。	令和7年度から実施している带状疱疹の定期接種は、带状疱疹の罹患者数が、50歳代から増加し、70歳代がピークになること、带状疱疹後神経痛の発症率については、年齢とともに増加する傾向にあり、50～60歳代と比較して70歳代以降で増加することから、国の厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）で以下のとおり対象者が決定されました。 ・令和8年3月31日時点で65歳の方 ・接種日時点で60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する方 ・5年間の経過措置として、その年度内に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方、101歳以上の方 ※101歳以上の方については、令和7年度に限り全員対象 また、区独自の制度である任意接種の費用助成については、世田谷区においては、これまで東京都の補助事業を活用して実施しており、定期接種化後は令和7年度に限り50～64歳の方を対象に都が補助を行うと決定したため、区としても、それに合わせて助成を継続しています。なお、7月1日からは、対象者の変更により不活化ワクチン2回目の接種機会を逃してしまっただけの方々のため、65歳以上で、令和6年度に不活化ワクチンを1回のみ接種した方を助成の対象者に加えて実施しています。今後の費用助成については、引き続き国や都の動向や区の財政状況等を踏まえながら、総合的に判断してまいります。	世田谷保健所 感染症対策課	TEL(世田谷区予防接種 コールセンター) 03-5432-2437 FAX(世田谷保健所感染症 対策課) 03-5432-3022	令和7年(2025年) 12月2日	
赤ちゃんとのふれあい体験授業について	乾燥した時期に不特定多数の学生に子どもを抱っこさせるということで感染症のリスクがあり抵抗を感じる親も多いと思います。また、ボランティアであるという点が疑問です。そもそも一歳に満たない赤ちゃんを育てている母親というのは自分の美容院に行く時間を捻出するのも大変なぐらいの時間に追われた生活をしている中で、時間と交通費(持ち出し)をかけて半ば仕事のようなことをして、それを「未来のために、若者のためにいいことをしたね」と綺麗にまとめるのは安直すぎると思います。何をお伝えしたいかという、区から助成金を出しているならばその使用用途の中に参加親子への謝礼を入れるべきだということです。せめて交通費、昼食費だけでも。あとは赤ちゃんを通して命の尊さを伝えるのもいいですが、妊婦への接し方を学ぶ機会もあると良いなと思いました。	赤ちゃんを連れて学校へ行こう！の事業につきましては、区が区内の子育て支援を行う団体へ補助金の交付、また、授業を行うコーディネーターへの研修を行い、授業の運営を行っております。感染症予防については、実施団体と学校との間で連絡を取り合い、流行期の実施可否、マスクの着用、手指の消毒、授業前の検温、広い会場での開催などの調整を行い、実施することとしております。また、親子ボランティアの募集については、実施する学校の近隣にお住まいの方にお声がけを行い、なるべくご負担のない範囲でご協力をお願いしております。また、参加親子へのお水やお茶などの提供する費用補助を行うとともに、授乳や、おむつ替えできるスペースも確保し、休憩できる環境も学校と調整しております。ご意見にありました謝礼につきましては、参加者のご意見を伺うとともに、実施団体とも調整を行い、今後の取り組みについて検討して参ります。さらに、授業内容につきましては、学生が地域の中で様々な方々とのつながりの中で生活しており、社会の一員であること、マタニティマークの説明も含め、妊娠中の方への配慮についても授業の中で話しております。事業の説明が不足していた部分があり、ご心配をおかけしてしまいましたが、世田谷区では引き続き、地域や社会全体で子どもや子育て家庭を支える取り組みを推進してまいりたいと思っております。	子ども・若者部 子ども家庭課	TEL 03-5432-2569 FAX 03-5432-3081	令和7年(2025年) 12月3日	
飼い犬の「ふん」の処理について	飼い犬の「ふん」の処理をせずに、そのまま立ち去る方が非常に多く困ってまます。近隣を見ると区からもらったステッカーを設置している方が多いですが、解決できてないと思います。区としては町の掃除は区民にまかせるという方針でしょうか？正直、犬を飼ってない私がボランティアで「ふん」の処理を行い続けるのは体力的、精神的にも限界があります。ペット税の導入で町の清掃費にあてる、世田谷区はペット購入禁止などを考えてほしいくらい、連日「ふん」の処理に追われています。警察と連携して見回りを増やすなどの対応策をとっていただきたいです。	ご相談いただいた状況につきまして、大変お困りのことと存じます。ご相談いただいた内容について、地域を管轄している警察署へ情報共有をし、見回りの強化を依頼いたしました。また、区道の維持管理に関しては、土木管理事務までご連絡ください。（※土木管理事務所の問い合わせ先は関連情報欄のホームページをご覧ください。）区の方でもふんの放置等の事案を少しでも減らすために、引き続き、犬の飼い主マナーを向上させる啓発活動を行ってまいります。飼い主の方々の意識を変容するためには長い時間を要し、効果がすぐには表れないことが大変心苦しい限りでございますが、何卒ご理解いただければと存じます。引き続き区民の皆様のご生活環境が改善されるよう取り組んでまいります。	世田谷保健所 生活保健課	TEL 03-5432-2908 FAX 03-5432-3081	令和7年(2025年) 12月4日	土木管理事務所 一覧

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
16歳未満の「ながらスマホ自転車走行」は通報してよいのでしょうか？	<p>平日の16時頃、公園近くの歩道で、小学生の「ながらスマホ自転車走行」に数多く遭遇します。ぶつけられて怪我をしたり、車を運転していて加害者になってしまうのも恐ろしいです。</p> <p>16歳未満の「ながらスマホ自転車走行」は取り締まりの対象にはならないようですが、上記のように周りの人間が巻き込まれるのは受け入れ難いので、未然に防ぐために区から働きかけていただくことはできないでしょうか？</p> <p>子どもだから取り締まられないのかもしれませんが、子どもでもスマホだけは立派に持って操作しています。なんだか矛盾を感じます。</p> <p>マナーを守っている人たちが巻き込まれる事の無いよう、具体的なご対応を何卒お願いいたします。</p>	<p>道路交通法では以前より自転車に関しても交通ルールが定められています。そのうちの一つにスマホを見ながらの運転の禁止も含まれます。</p> <p>16歳未満に関する事項についても、交通違反に該当します。</p> <p>ただし、違反に対する罰則(青切符や反則金)を定めた道路交通法施行令において青切符の対象者を16歳以上としています。</p> <p>交通違反に関する注意・指導・青切符・赤切符の交付は警察官及び法で定める交通巡視員によります。事故につながる危険行為が常態化しているようであれば、警察への通報が適しています。公園周りも延長距離があり場所の特定ができないため、区より警察への働きかけはできない状況です。申し訳ありませんがご理解ください。</p> <p>なお、来年4月から施行される青切符に関し、区広報での注意喚起、区内各学校での生徒・学生への周知呼びかけ、自転車を多く利用される世代に対して注意喚起を行ってまいります。</p> <p>以前、小学生による重大事故があった際、9000万円を超える賠償責任を親に求める裁判もあります。このようなことが起きないように、啓発に努めてまいります</p>	土木部 交通安全自転車課	TEL 03-6432-7968 FAX 03-6432-7968	令和7年(2025年) 12月10日	
選定療養費を子ども等医療助成の対象に	<p>夜間救急外来や、区の休日等小児科診療所で対応できない場合については、選定療養費についても区の子ども等医療費助成の対象としていただけないでしょうか。また、選定療養費を区の子ども等医療費助成の対象外としている理由についても併せてご教示ください。</p>	<p>子ども等医療費助成制度の助成範囲は、お子さまが受診等された場合に健康保険が適用となる医療費について助成を行うことと規定しており、選定療養費につきましては健康保険適用外となるため、子ども等医療費助成制度の対象外となります。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>	子ども・若者部 子ども家庭課	TEL 03-5432-2309 FAX 03-5432-3081	令和7年(2025年) 12月15日	
私立大学理系の授業料差額補助を所得制限なしで！	<p>急激な少子化の影響や人工知能=AIの発展で、2040年にはAIやロボットなどの活用を担う人材が300万人不足するという文部科学省の推計もあります。しかしながら、私立理系大学は授業料がとて高いです。文系が年間100万円台に対して、理系は150万円台です。しかも理系は院に進学して専門性を高めるのがいまの主流のため、学費を考えると、保護者として理系進学をすすめられません。</p> <p>現在、国による給付型奨学金では、対象機関は大学の学部・学科ごとに決められていますが、学費が年間23万円ほど減額になります。ただし年収600万円程度までの所得制限があります。このため、区独自の子育て支援政策として、所得制限なしで、支給していただけるよう要望します。</p>	<p>世田谷区では、平成28年度に、児童養護施設や里親等のもとを巣立つ若者たちに対する給付型奨学金制度を創設し、令和6年度には国の制度の狭間にある生活保護世帯を対象とした給付型奨学金を創設したところです。</p> <p>すべての子どもたちが将来に夢や希望を持ち、多様な進路を選択できる環境を創るために、給付型奨学金制度の拡充は重要であると認識しております。一方で、給付型奨学金についてはその規模からも基礎自治体の独自の実施には限界があり、国による更なる取り組みが重要であると考えています。</p> <p>メールの内容にもございましたが、はじめ多くの子育て世帯が、お子さんの高等教育進学に伴う学費の負担に苦慮されていると拝察いたします。私どもといたしましても、今回いただきました貴重なご意見ご要望につきましては、今後の施策の参考とさせていただきますと思います。</p>	子ども・若者部 子ども家庭課	TEL 03-5432-2569 FAX 03-5432-3081	令和7年(2025年) 12月19日	
お礼とご提案「路上喫煙禁止」について	<p>数日前に我が家の前の路上に「路上喫煙防止ステッカー」を2枚設置いただきありがとうございました。「提案」ですが、渋谷区が路上喫煙に対する指導、過料2000円徴収を実施しております。ぜひ世田谷区も実施していただくようお願いいたします。合わせて提案したいのが「路上喫煙禁止」のタスキを世田谷区として作成していただきたいです。散歩の際にタスキをかけて散歩したいです。この2ヶ月で数十人に路上喫煙を注意してもらいましたが、タスキがあった方がより目立っていいと思います。</p>	<p>「世田谷区たばこルール」について、貴重なご意見をお寄せいただきまして、ありがとうございます。他区の状況も参考にしつつ、今後もより実効性の高い施策を検討してまいります。</p> <p>また、「路上喫煙禁止」のタスキについては、区民の皆様へお配りできるものは現在作製予定がございませんが、啓発方法についても工夫してまいります。</p>	環境政策部 環境保全課	TEL 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981	令和7年(2025年) 12月20日	
世田谷区海外派遣小学生団について	<p>世田谷区海外派遣小学生団が令和7年度で募集停止するとのことですが、どのような経緯でこの決定に至ったのか説明して欲しいです。議事録などは公開されているのでしょうか。この事業に憧れて報告会に2年通い、挑戦しようとしていた児童がいます。また、この派遣団の存在は世田谷区で子育てする魅力のひとつでもありますし、子どもたちにとって日本と世界を知る素晴らしい機会であると思います。</p> <p>ホームページには「区では、令和8年度以降、区立中学校に在籍する生徒を海外に派遣していく方針を決定し、必要な予算の措置、関連する諸課題の調整を進めており、その中の準備段階の一環として、この度、生徒を募集するものがあります。」とありますが、中学生の派遣人数が増えるのでしょうか。</p>	<p>はじめに、小学生の海外派遣に挑戦しようとする募集を心待ちにしていたお子さまには、応募の機会が数年先の中学生になってからとなってしまう、残念な気持ちにさせてしまいましたことお詫び申し上げます。</p> <p>世田谷区教育振興基本計画では、児童・生徒の英語による実践的なコミュニケーション能力の育成とともに、国際理解を深め、世界の人々と共に生きていくことのできる資質・能力の基礎を醸成する取組みを推進することとしています。</p> <p>今般、区では、小学校から中学校までの9年間を通じた学校で行う「英語教育」とその学びの実践の場としての「体験活動」を系統的に整理しました。</p> <p>「体験活動」については、児童・生徒の知識・体力等に合ったものとするため、小学生では、国内体験活動を充実させ、身近なところで英語を使用し、他者と交流する経験を積み重ね、中学生で国際的な視野と、自らが主体的に行動できる行動変容を促すことを目的に海外派遣を行い、行先や派遣人数の拡充を図っていくこととしました。</p> <p>このことにつきましては、令和7年11月4日開催の政策会議で審議され、その資料及び会議録につきましては、区のホームページ(関連情報欄)に掲載しておりますので、ご参照いただければ幸いです。</p>	学校教育部 教育指導課	TEL 03-5432-2706 FAX 03-5432-3041	令和7年(2025年) 12月20日	会議録のホームページ

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
<p>生ごみ処理機、エコバイクなどに対する補助金制度確立について</p>	<p>家庭用生ごみ処理機、エコカー、エコバイクなどに対して他の地方自治体でも行っているような補助金制度をご検討ください。家庭用生ごみ処理機については高価な「ルーフエン(生ごみ処理機)」に対するクーポン券が発行されていますが、元の価格が高いので、クーポン券を現在の15,000円を30,000円程度に増額するか、ルーフエン以外の安価なものにも対応できる購入助成金システムをご検討願いたいです。</p>	<p>・生ごみ処理機(コンポスト)補助制度について 区では平成5年度に生ごみコンポスト化容器の斡旋、平成11年度からは家庭用生ごみ処理機購入費の補助を開始し、生ごみ削減に向けて取り組んでまいりました。しかし、生ごみ処理機の申請件数の減少や堆肥の活用先がないこと等から平成24年度に補助を終了し、現在は、生ごみ堆肥作り講習会やそれらを活用した野菜作り講習会の実施などを通して、生ごみの減量に取り組んでいます。また、世田谷区清掃・リサイクル審議会で外部委員より「電気を使用しての生ごみの減量には環境に負担がかかる」との意見もありました。一方で、この間、民間事業者による技術革新なども進んでいることから、堆肥の活用経路の拡充や地域内での資源循環の促進などについて、区と事業者で連携して課題解決に取り組み、区民が手軽に生ごみの堆肥化に取り組むことのできる事業手法の構築に向けて検討を進めているところです。</p> <p>・エコバイク補助制度について 脱炭素社会の実現に向けてEV車や電動バイクの普及促進は、運輸部門の脱炭素化における大きなテーマの一つであり、世田谷区においてもEV車、電動バイク等の普及促進が必要であると認識しています。補助金制度につきましては、東京都で充実した制度が実施されており、電動バイク等を対象とした補助金制度(上限48万円。※詳細については関連情報覧のホームページをご覧ください)も実施しております。世田谷区としては、こうした補助制度についての情報発信・普及啓発を行っております。限られた予算の中で効果的な施策を行っていくため、引き続き、ご意見も参考にしながら考えて参ります。</p>	<p>・生ごみ処理機(コンポスト)補助制度について 清掃・リサイクル部 事業課</p> <p>・エコバイク補助制度について 環境政策部 気候危機対策課</p>	<p>TEL 03-6304-3253 FAX 03-6304-3341</p> <p>TEL 03-6432-7130 FAX 03-6432-7981</p>	<p>令和7年(2025年) 12月25日</p>	<p>電動バイク等を対象とした補助金制度</p>
<p>物価高騰生活支援給付金について</p>	<p>世田谷区では非課税世帯並びに均等割世帯のみに給付金を出すと聞いていますが、物価高で困っているのは全区民だと思います。また非課税世帯でも裕福なお年寄りもあり、それに対していつも負担を強いられるのは中間層となります。どうして品川区のように全世帯に対してギフトカードを配るなどの公平性を持たせないのか、その理由を教えてください。</p>	<p>区ではこの間、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付額を確認した上で、効果的な支援策及び対象者等を総合的に勘案し、検討してきたところです。</p> <p>その結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯を対象とした、1世帯あたり2万円の現金給付。 国の物価高対応子育て応援手当の支給への1人あたり1万円の上乗せ支給。 せたがやPayを活用したポイント還元事業の実施を決定したところです。 	<p>政策経営部 政策企画課</p>	<p>物価高騰生活支援給付金 コールセンター TEL 0120-667-517 (8:30~17:00 平日のみ)</p>	<p>令和7年(2025年) 12月26日</p>	